

大分県版 小・中学校新学習指導要領Q&A

昨年度末に文部科学省より「小・中学校新学習指導要領Q&A」が出されました。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/qa/_icsFiles/afieldfile/2018/02/14/1401386_1.pdf)

これに基づき、さらに、各事務所ごとの説明会で出された質問に回答するものとして「大分県版 小・中学校新学習指導要領Q&A」を作成いたしました。5月以降実施される各事務所での説明会等でご活用ください。

【総則 編】

1. 教育課程の編成について

- Q①：新年度になって学校の教育目標が見直されることもあることを考えると、教育課程の編成時期が4月以降になるということか。
- Q②：学校の教育目標は、すでに教育基本法などの教育法規を前提とし、地域の特性等も考慮して設定されたものであり、頻繁に見直すものではないのではないか。
- Q③：3・4年生の外国語活動実施による授業時間数増への対応として、「短い時間を活用して行う指導」や「時間割の弾力的編成」が挙げられているが、具体例を知りたい。
- Q④：総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替について詳しく知りたい。また、全体計画や年間指導計画の例はあるか。

2. プログラミング教育について

- Q⑤：小学校におけるプログラミング教育について、どの教科で何時間行う必要があるのか。また、評価をどのようにするのか。
- Q⑥：来年度以降、プログラミング教育に関する研修等があるか。

3. 特別支援教育について

- Q⑦：通常の学級に在籍する障害のある児童生徒とは、どの程度の子どもが対象となるのか。また、その子どもたちに作成する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の様式や作成例はあるのか。

4. その他

- Q⑧：移行措置で扱う内容についての補助教材は各学校で準備するのか。
- Q⑨：カリキュラム・マネジメントの3つ目の側面である内外リソースの活用に関わって、人材バンクなど困ったときにお問い合わせできるようなシステムはあるのか。

【道徳 編】

1. 別葉について

- Q①：内容項目別ではなく、月別で作成しているが良いか。
- Q②：校長が変われば重点目標も変わる。4月に教育課程を変えるのは困難。良い方法はあるか。
- Q③：別葉には「家庭や地域社会との連携の方法」をどう位置付けていけば良いか。
- Q④：別葉についても、中学校もH30年度から必須なのか。

2. 通知表について

- Q⑤：通知表には記述するのか、記述する欄ができるのか。
- Q⑥：要録に記載する評価と、通知表に記載する評価の違いを詳しく知りたい。
- Q⑦：通知表の記入を具体的に書こうとすると、1つの授業の評価になってしまうのではないか。

3. 道徳科の学習の特質について

- Q⑧：「多面的・多角的に考える」ことで、ぶれることがあると思うが、それでも良いか。
- Q⑨：二項対立の物事を扱う場合、最後に、もう一度、考えを書くというような形式でよいか。
- Q⑩：多様な方法を取り入れた指導について、具体的に示してもらいたい。
- Q⑪：1時間に1つの内容項目でなければならないか。
- Q⑫：学級の実態から考えて切り込んでいきたい内容を教材としていくことは不可なのか。
- Q⑬：1時間の授業のいわゆる評価規準は、「意図した学習状況」ということで良いのか。

4. 「まとめ」について

- Q⑭：押し付けにならない収束の仕方や授業の最後をどうまとめたら良いのか。
- Q⑮：新大分スタンダードの対応は、道徳でもしなければならないのか。

5. 評価の考え方・進め方について

- Q⑯：評価について、学習過程（プロセス）を評価し、到達度の評価はいつするのか。
- Q⑰：評価における学習状況の把握とは、ポートフォリオ的なものをイメージして良いのか。

6. 入門期の児童について

- Q⑱：1年生の1学期は、発言できる子ばかりではないし、これをどう評価するか。
- Q⑲：自分と置き換えて考えるには、低学年になるほど難しいのではないか。

7. 教育委員会の取組について

- Q⑳：教師の力量をあげていくために、委員会としてどう取り組んでいくように考えているか。

【特別活動 編】

1. 特別活動の時数について

- Q①：特別活動の各活動・学校行事における時数はどうなったのか。
Q②：小学校のクラブ活動の授業時数はどうするのか。
Q③：児童会（生徒会）活動及び学校行事の授業時数はどうするのか。
Q④：学校行事を精選せよということか。

2. キャリア教育の位置付けについて

- Q⑤：小学校の学級活動に新たに「一人一人のキャリア形成と自己実現」が設けられた意義は何か。
Q⑥：キャリア教育の要として、具体的にどのように進めていけばよいか。
Q⑦：「キャリア形成」と「キャリア教育」の違いは何か。
Q⑧：児童生徒が自ら記録と蓄積を行うポートフォリオ的な教材を活用した活動を行う意義は何か。
Q⑨：ポートフォリオ的な教材が示されるスケジュールはどうなっているか。

3. 他教科との関連について

- Q⑩：特別活動と各教科の関連はどうなっているか。
Q⑪：特別活動と道徳教育及び道徳科との関連はどうなっているか。
Q⑫：特別活動と総合的な学習の時間との関連はどうなっているか。

4. 全体計画・年間指導計画のカリキュラム・マネジメントについて

- Q⑬：特別活動で育成を目指す資質・能力を教育課程の全体計画の中に、3つの観点を文章表現として入れなければならないのか。
Q⑭：特別活動の全体計画及び各活動の年間指導計画を作成する上での留意点は何か。
Q⑮：学級活動では、各学年（1）（2）（3）の3観点から作成したほうがよいのか。

5. 学習評価について

- Q⑯：特別活動の評価についてはどうするのか。

6. 見方・考え方について

- Q⑰：特別活動における「見方・考え方」とは何か。

【総則 編（回答）】

1. 教育課程の編成について

- Q①：新年度になって学校の教育目標が見直されることもあることを考えると、教育課程の編成時期が4月以降になるということか。

- A①：学習指導要領解説 総則編（P43～）には学校において実際に教育課程の編成や改善に取り組む際の手順の一例が示されています。

- ・児童生徒の心身の発達の段階や特性、学校及び地域の実態を把握する。その際、保護者や地域住民の意向、児童生徒の状況等を把握すること。
- ・事前の研究や調査の結果を検討し、学校教育の目的や目標に照らして、それぞれの学校や児童生徒が直面している教育課題を明確にする。
- ・学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら、しかも各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定する。
- ・実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にして改善を図る。

つまり、教育課程を実施していきながら、児童生徒の状況や改善点を明らかにし、それを受けて教育課程を編成していくことになるという流れはこれまでと変わりません。ただし、「学校の長たる校長が責任者となって編成する」とされていることから、新年度の見直しを受けて多少の修正が必要になることは考えられます。

- Q②：学校の教育目標は、すでに教育基本法などの教育法規を前提とし、地域の特性等も考慮して設定されたものであり、頻繁に見直すものではないのではないか。

- A②：今回の学習指導要領改訂のもととなっている中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月21日）では、学校の教育目標について、「学習指導要領等が教育の根幹と時代の変化という『不易と流行』を踏まえて改善が図られるように、学校教育目標等についても、同様の視点から、学校や地域が作り上げてきた文化を受け継ぎつつ、子供たちや地域の変化を受け止めた不断の見直しや具体化が求められる」と、提起されています。

また、学習指導要領解説 総則編（P46～）には以下のように示されています。

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

今回の改訂においては、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点に立って育成することが規定されるとともに、各教科等においても、当該教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」

「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って再整理されました。

下線部に示す学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力が三つの柱で整理されましたので、それを踏まえた学校の教育目標も三つの柱で見直すことで、日々行われるそれぞれの教育活動が学校の教育目標にどのようにつながっているのかを明確にすることができます。大切なのは、毎日の授業が学校の教育目標の達成に繋がっていることが意識され、日々の実践を通して児童生徒に育成すべき資質・能力が確実に身に付けられるようにすることですので、そのために見直しは必要です。

さらに、学校の教育目標に照らして教育課程の実施状況を評価することも求められていますので、評価と併せて子どもたちの成長や地域の変化等に併せて学校の教育目標を見直していくことも必要であると言えます。

Q③：3・4年生の外国語活動実施による授業時間数増への対応として、「短い時間を活用して行う指導」や「時間割の弾力的編成」が挙げられているが、具体例を知りたい。

A③：「短い時間を活用して行う指導」や「時間割の弾力的な編成」については、どちらも配慮事項を十分に理解した上で実施することが重要です。例えば、「短い時間を活用して行う指導」については、「教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは…」と示されています。また「時間割の弾力的な編成」においても「子どもの学習や生活のリズムの形成や学校の教育課程編成上の利便の観点から（中略）効果的・効率的であることを踏まえ、可能な限り35の倍数にすることが望ましい」という中央教育審議会の答申を踏まえることが示されています。

これらを理解した上で、具体例として、平成29年2月14日に示された「小学校におけるカリキュラム・マネジメントの在り方に関する検討会議 報告書」が参考になります。新しい教育課程における時間割編成の基本的な考え方や授業時間数増に対応した時間割の編成について、分かりやすく示されています。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/new/1382237.htm)

また、別添の資料として、次の内容も示されています。あわせて参考にしてください。

資料1 考えられる選択肢（イメージ）

参考1 年間行事計画の例

参考2 時間割のイメージ←※短時間または長時間等の授業時間設定例

参考3 休業日の定めを弾力化した学校管理規則の例

資料2 短時間または長時間の授業時間の設定に際しての留意点及び考えられる
学習活動例←（各教科）

Q④：総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替について詳しく知りたい。また、全体計画や年間指導計画の例はあるか。

A④：学習指導要領解説 総則編（P66～）には以下のように示されています。

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

総合的な学習の時間において、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、集団活動の形態をとる場合が多く、よりよい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられます。その場合、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めて体験活動行わないことが考えられるため、代替を認めています。（詳しい内容は“解説 総則編”で確認してください）。

つまり、あくまで総合的な学習の時間と特別活動の両方の趣旨を踏まえた体験活動を実施した場合に特別活動（学校行事）の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではありません。

また、総合的な学習の時間の全体計画や年間指導計画については、大分県教育委員会のホームページで紹介していますので、ぜひ参考にしてください。

(<http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/post-124.html>)

2. プログラミング教育について

Q⑤：小学校におけるプログラミング教育について、どの教科で何時間行う必要があるのか。また、評価をどのようにするのか。

A⑥：新学習指導要領解説 総則編（P83～）には、(3)「コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験」について、以下のような記述があります。

○今回の改訂においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用について、こうした情報活用能力の育成もそのねらいとするとともに、人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく情報技術を、児童が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしている。

○小学校においては特に、情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施することとしている。

解説 総則編には、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用について、「これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」ということが示されています。一方で、小学校段階において学習活動としてプログラミング教育に取り組むねらいは、児童がプログラミング言語を覚えたり、その技術を習得したりといったことではなく、「プログラミ

ング的思考」と呼ばれる論理的な思考力を育むことや、各教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身に付けさせることにあります。

プログラミング教育は、教科等における学習上の必要性や学習内容と関連付けながら計画的かつ無理なく確実に実施されるものであることに留意する必要があることを踏まえ、教育課程全体を見渡し、プログラミングを実施する単元を位置付けていく学年や教科等を決定する必要があります。小学校学習指導要領では、算数科、理科、総合的な学習の時間において、児童がプログラミングを体験しながら、論理的思考力を身に付けるための学習活動を取り上げる内容やその取扱いについて例示していますが、例示以外の内容や教科等においてもプログラミングを学習活動として実施するのは可能ですし、あくまで、学校の教育目標や児童の実情等に応じて工夫して取り入れていくことが求められているものであり、扱う教科や時間数などが決まっているわけではありません。

また、上記の記述からもわかるように、学習指導要領に示されているのはプログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することですので、プログラミング言語や技術の習得などについての評価は行いません。

プログラミング教育については、平成30年3月に文科省にて授業への導入を解説した手引書を作成し、ホームページにて公開しています。ぜひ参考にしてください。

○「小学校プログラミング教育の手引き（第一版）」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afidfile/2018/03/30/1403162_01.pdf

○「小学校プログラミング教育に関する概要資料」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afidfile/2018/03/30/1375607_01.pdf

Q⑥：来年度以降、プログラミング教育に関する研修等があるか。

A⑥：大分県教育庁教育財務課情報化推進班が実施している出前研修の「ICTを活用した授業づくり」の研修メニューの中で「プログラミング教育体験研修」を行っています。昨年度も多くの学校や自治体からの依頼で20本以上の研修を実施しています。その他、初任者研修や情報化推進リーダー研修の中でも行っていますので、そちらを活用してください。同課が実施しているICTスマートデザイナー育成事業の公開授業の中でもプログラミングを取り入れた授業を公開していますので、参加して実際の授業をご覧になってください。

3. 特別支援教育について

Q⑦：通常の学級に在籍する障害のある児童生徒とは、どの程度の子どもが対象となるのか。また、その子どもたちに作成する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の様式や作成例はあるのか。

A⑦：小学校学習指導要領解説 総則編（P106）には以下のように示されています。

- 障害のある児童の就学先決定の仕組みの改正なども踏まえ、通常の学級にも、障害のある児童のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。
- 障害のある児童などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある児童で発達障害の可能性のある者も含まれている。

この記述からわかるように、「通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒など」には、医師による診断や各種手帳の取得に限らず、教育上特別の支援を必要とする者を広く含んでいます。特別な支援を行う必要があるかどうかの判断は、児童生徒の教育的ニーズ等を踏まえて各学校が行います。そのためには、通常の学級の担任等が児童生徒のつまずきや困難な状況を早期に把握すること、児童生徒が示すサインに気付くことが大切です。文部科学省が平成29年3月に見直しを行った「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（P33）」（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm）には、発達障がい等のある児童生徒が示すサインの例として、以下のようなものが示されています。

- 例えば、「文字をよく書き間違える」、「特定の事柄に注意が向き、私語が多くなったり気が散ったりしてしまう」、「机や鞆の中が整理できない」、「複数のことを同時にできない」、「友達とコミュニケーションが上手くいかない（一方的な話し方をする）」等、行動面で気付きやすいものから、「おとなしく座っているが教科書が同じページのまま動かない」、「特定の領域のテストで点数が取れない」など、学習面で気付きにくいものがあります。

校内委員会等により、教育上特別の支援が必要であると判断された児童等に対しては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を含む適切な支援を行う必要があります。「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の様式は、各学校が独自に定めるものとされています。大分県教育委員会特別支援教育課のホームページには様式や記入例を公開していますので、記載されている項目や手順例として参考にしてください。

（<http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoku/h29tuti-soukikeizoku.html>）なお、公開している「個別の指導計画」の様式及び記入例は、通常の学級に在籍する児童生徒（通常の小・中学校の教育課程の適用）を想定したものであることに留意してください。

※ 引用したものは「障がい」ではなく、そのまま「障害」としています。

4. その他

Q⑧：移行措置で扱う内容についての補助教材は各学校で準備するのか。

A⑧：平成30年3月30日に文部科学省より出されました「移行期間中における学習指導等について（周知）」では以下の内容が示されています。

1. 文部科学省において補助教材の作成を予定している指導内容について

以下に示す指導内容については、小学校特例告示中学校特例告示に基づく移行期間中における学習指導に当たり、現行の教科書には記載がなく、指導が困難と考える内容であり、文部科学省として補助教材の作成を予定しています。具体的なスケジュールが決まり次第、改めてお知らせします。

（1）小学校等

- ①平成31年度第4学年の算数
「小数を用いた倍」「簡単な場合についての割合」
- ②平成31年度第5学年の算数
「速さ」

（2）中学校等

- ①平成31年度第1学年の数学
「素数の積」「累積度数」
- ②平成32年度第2学年の数学
「素数の積」「累積度数」「多数の観察や多数回の試行によって得られる確率」
- ③平成32年度第2学年の数学
「四分位範囲、箱ひげ図」
- ④平成31年度第1学年の理科
「2力のつりあい」
- ⑤平成32年度第1学年の理科
「2力のつりあい」「動物の仲間」
- ⑥平成32年度第2学年の理科
「放射線の性質と利用」

Q⑨：カリキュラム・マネジメントの3つ目の側面である内外リソースの活用に関わって、人材バンクなど困ったときにお願ひできるようなシステムはあるのか。

A⑨：県では、「地域全体で子どもを育てるまちづくり」を目指し、学校・家庭・地域が役割と責任を持ち、連携・協力して子どもに関わる教育の協働を推進する「協育」ネットワークがあり、全ての小中学校校区をカバーしています。また、平成29年度に改訂 大分県教育委員会発行の「学校現場の負担軽減ハンドブック」（P9）にも「地域人材の活用」としてこの『協育』ネットワークを活用しましょう」と紹介されています。

「協育」ネットワークは概ね中学校区において公民館を拠点に、地域人材の情報を把握したり、「小学校チャレンジ教室」や「学校支援活動」などを地域の実情に応じて実施したりしています。

詳しい情報については、各市町村協育委員会（社会教育課や生涯教育課など）や公民館にご相談ください。

【道徳 編（回答）】

1. 別葉について

Q①：別葉については、内容項目別ではなく、月別で作成しているが良いか。

A①：良いです。

県教委のホームページに示している別葉の例は、縦軸を内容項目、横軸を各教科等にして表で示しています。そして、指導の時期を（ ）で書いています。

形式は様々なものが考えられます。大切なのは、どの内容項目が、教科等のどの単元（内容）と関連していて、それをいつ指導するのが見えるようにすることです。

参考資料：大分県教育委員会ホームページ

「道徳教育の全体計画及び別葉、道徳科の年間指導計画の作成について」

☞ <http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku.html>

Q②：年度が替わり、校長が変われば重点目標も変わると思うが、4月当初に教育課程を変えるのは困難だと思う。特に別葉を変えるのは大変だと思う。良い方法はあるか。

A②：道徳教育の重点目標は、自校の重点内容項目に関わるものです。別葉の作成は、その学校の重点内容項目を中心に作成することが有効だと考えます。

新しく着任された校長先生が、道徳教育の重点目標を変更した場合、重点内容項目が変わった部分に着目し、修正することが考えられます。

参考資料：大分県教育委員会ホームページ

「道徳教育の全体計画及び別葉、道徳科の年間指導計画の作成について」

☞ <http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku.html>

Q③：別葉には「家庭や地域社会との連携の方法」をどう位置付けていけば良いか。

A③：示し方は、様々です。

例えば、全体計画に「授業公開を実施し、学校の道徳教育の理解を図る。」等と記載したり、別葉に示した指導内容に「ゲストティーチャー招聘」等と記載したりすることも考えられます。

Q④：別葉についても、中学校もH30年度から必須なのか。総則はH30年度からなので、不備にあたるのか。

A④：中学校は、道徳科の全面実施である平成31年度から必須です。しかし、早めに準備することが望ましいと思います。県内の中学校には、既に別葉を作成している学校もあります。

2. 通知表について

Q⑤：通知表には記述するのか、記述する欄ができるのか。

A⑤：学習指導要領で規定されている道徳科の評価とは、指導要録における評価のことです。

通知表は法令上の規定はなく、各学校が独自に行うものです。

学習指導要領解説には、指導要録における評価の考え方が示されていますが、通知表においても指導要録に準じた考え方で行うことが妥当だと言えます。

Q⑥：要録に記載する評価と、通知表に記載する評価の違いを詳しく知りたい。

A⑥：指導要録は、ほとんどの場合、目にするのは教員等です。しかし、通知表は、保護者の理解や協力を求める等の目的で作成します。そのため、保護者が読んで分からない言葉や不信感をもたれるような曖昧な記述等は留意する必要があります。例えば、次の①～⑦のような記述は、通知表における道徳科の評価として、不適切と考えます。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ①道徳性そのものを評価した記述 | ②子どもの性格等を記述 |
| ③学校生活の様子を記述 | ④どの教科にも当てはまるような記述 |
| ⑤専門的な用語を使った記述 | ⑥否定的な記述及び他と比較した記述 |
| ⑦根拠のない推測による記述 | |

参考資料：大分県道徳教育指導資料『『道徳科』評価と授業構想の在り方』

19ページ参照

大分県教育委員会ホームページ

☞ <http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku-sudousiryoku.html>

Q⑦：通知表の記入を具体的に書こうとすると、まとまりでの評価でなくなり、1つの授業の評価になってしまうのではないか。

A⑦：たった1回の授業をもって評価をするのは、評価の妥当性や信頼性を担保することが難しいと言えます。年間や学期、数か月間といったある一定の期間を通して、継続的に学習状況を把握していくことが大切です。

例えば、Aさんの授業中の学習状況をエピソードノート（仮称）に、6回分、記録として残すことができました。この6回分の記録やワークシート等の記述を総括して、評価を行います。その結果、Aさんの顕著なよさとして、ある授業場面の学習状況に基づいて記述することは考えられます。その際、道徳科の特質を生かした学習活動を実施し、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めている姿や多面的・多角的な見方へと発展させている姿等に着眼していきます。

参考資料：大分県道徳教育指導資料『『道徳科』評価と授業構想の在り方』

4～13ページ参照

大分県教育委員会ホームページ

☞ <http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku-sudousiryoku.html>

3. 道徳科の学習の特質について

Q⑧：「道徳的価値の理解」が「多面的・多角的に考える」ことで、ぶれることがあると思うが、それでも良いか。

A⑧：道徳的価値の理解とは、単に知識として理解させることではありません。大切なのは、自分との関わりにおいて理解を深めていくことです。道徳的価値の理解には、次の3つの理解があります。

①価値理解（人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること）

②人間理解（大切であっても、実現することができない難しさを理解すること）

③他者理解（道徳的価値の感じ方、考え方は多様であると理解すること）

ですから、道徳科の授業では、価値理解（大切さ）と同時に、人間理解（難しさ）や他者理解（多様さ）を深めていくようにします。

価値理解だけを深めようとする、分かりきったことを発言させたり、教師の思いを押し付けたりするような授業になってしまう場合があります。

多面的・多角的に考える学習は、道徳性の発達に関係していると言えます。

例えば、道徳性の発達には、次のような場合が考えられます。

○「結果を重視する見方」 ⇒ 「動機を重視する見方」

○「主観的な見方」 ⇒ 「客観性を重視した見方」

○「一面的な見方」 ⇒ 「多面的な見方」

このような道徳性の発達は、「自分自身を見つめる能力」「相手のことを考える能力」等に大いに関係してきます。

つまり、物事を様々な視点から考える経験は、道徳性の発達にとって重要なのです。

参考資料：大分県道徳教育指導資料『『道徳科』評価と授業構想の在り方』

24～27ページ参照

大分県教育委員会ホームページ

☞ <http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku-sudousiryoku.html>

Q⑨：二項対立の物事を扱う場合、様々な意見を出し合い、最後に、もう一度、考えを書くという形式が良いか。

A⑨：授業は、授業者の意図が大切です。そのような展開が効果的と判断するならば、実践することが考えられます。

授業者は、何のために話し合いを行うのか、何のために書かせるのか、目的を明確にしておく必要があります。

【話し合いの目的】

○道徳的価値の大切さや実現することの良さを考えさせるために

○道徳的価値に関わる多様な感じ方、考え方等に気付かせるために

○ねらいとする道徳的価値に関わる自分の感じ方、考え方をはっきりさせるために 等

【書く活動の目的】

- 児童生徒の学習の個別化を図るために
(一人一人に考えをもたせたり、考えのもてない子に支援したりするため)
- 児童生徒に今の自分の感じ方や考え方を自覚させるために
- 現在の自分が、どのようなよさや課題があるのかを自覚させるために 等

参考資料：大分県道徳教育指導資料『『道徳科』評価と授業構想の在り方』
38～39ページ参照
大分県教育委員会ホームページ
☞ <http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku-sudousiryoku.html>

Q⑩：多様な方法を取り入れた指導について、どのような方法があるのか具体的に示してもらいたい。

A⑩：示しています。

大分県内には、優れた実践をしている先生がいます。その先生方の板書や導入場面、終末場面等の実践例を示していますので、お読みになってください。

また、平成30年1月30日に、道徳教育推進教師協議会において、東京都の橋本ひろみ氏（道徳科解説書の執筆者）を招き、公開授業を行いました。その時の指導案と授業記録を県教委ホームページに公開しています。お読みください。

参考資料：大分県道徳教育指導資料『『道徳科』評価と授業構想の在り方』
36～47ページ参照
大分県教育委員会ホームページ
☞ <http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku-sudousiryoku.html>

平成29年度 道徳教育推進教師協議会（橋本ひろみ氏の公開授業）
大分県教育委員会ホームページ
☞ <http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku-suisinnkyousi.html>

Q⑪：1時間に1つの内容項目でなければならないか。

A⑪：1時間に、1つの内容項目を扱うことが望ましいと思います。

実際の授業では、ねらいとする道徳的価値以外に、関連する道徳的価値も授業の場面に出ることが多いと思いますが、初めから多くのことをねらって、授業をすると曖昧な展開になりがちです。

ですから、授業者がねらいを焦点化して、授業づくりをする方が効果的だと言えます。

Q⑫：学級の問題を話し合い解決することはしないことは分かるが、学級の実態から考えて切り込んでいきたい内容を教材としていくことは不可なのか。また、学級の諸課題を解決する手段として教材を変更することは可能か。

A⑫：教育効果を高めるために、年間指導計画を、児童生徒のその時期の状況に応じて変更することは考えられます。

しかし、教材を変更する際には、教育課程を管理している校長先生等の承認は必要だと思います。また、小学校では教科書の使用義務がありますので、別の教材を持ち込んだ場合、同時に説明責任も派生します。

Q⑬：1時間の授業のいわゆる評価規準は、「意図した学習状況」ということで良いのか。

A⑬：そのように考えていただいて、よいと思います。

学習指導要領解説では、次の2つの着眼点で、児童生徒の学習状況を把握していくことが示されています。

- 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかどうか
 - ・道徳的価値を実現することの難しさや大切さを自分事として考えている姿
 - ・読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考えている姿
 - ・現在の自分自身を振り返り、自らの行動や考えを見直している姿
- 一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させているかどうか
 - ・他者と議論する中で、道徳的価値の理解をさらに深めている姿
 - ・道徳的価値に関わる問題に対して、その時の心情等を様々な視点から考えている姿
 - ・自分と違う立場や感じ方、考え方を理解しようとしている姿
 - ・複数の道徳的価値の対立が生じる場면을多面的・多角的に考えている姿

この7つの例を参考にしながら、期待する児童生徒の学習状況を思い描き、日々の授業に取り組むことが大切です。このような評価の着眼点は、各教科における「評価規準」に相当します。

参考資料：大分県道徳教育指導資料『『道徳科』評価と授業構想の在り方』
6～7ページ、45ページ、48ページ参照
大分県教育委員会ホームページ
☞ <http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku-sudousiryoku.html>

4. 「まとめ」について

Q⑭：押し付けにならない収束の仕方が気になる。教師は授業の最後をどうまとめたら良いのか。道徳的価値をおさえることになりがち……。たくさん出た考えをどうまとめるか？

A⑭：学習である以上、「まとめ」は必要です。

児童生徒が真剣に話し合ったり、考えたりしたことを整理するのは、指導者として当然の営みと言えます。

但し、以下の点に留意する必要があります。

○児童生徒が、話し合ったり、考えたりしたことを、児童生徒自身が自覚できるように整理するという意味の「まとめ」です。

○基本的には道徳科では、複数の考えを一つの考えに、教師が集約するような「まとめ」はしません。(授業によっては、自然な流れで集約される場合も考えられます。)

参考資料：大分県道徳教育指導資料『道徳科』評価と授業構想の在り方

29ページ参照

大分県教育委員会ホームページ

☞ <http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku-sudousiryoku.html>

Q ⑮：新大分スタンダードの「めあて」「振り返り」、「課題」「まとめ」の対応は道徳でもしなければならぬのか？とくに「課題」「まとめ」

A ⑮：新大分スタンダードにおける「めあて」「課題」「まとめ」「振り返り」は、学習に必要な普遍的な要素を示したものです。

ですから、道徳科の学習指導要領解説に示されている一般的な道徳の学習過程においても説明することができます。

詳しくは、大分県教育委員会のホームページでご確認ください。

参考資料：大分県道徳教育指導資料『道徳科』評価と授業構想の在り方

29ページ参照

大分県教育委員会ホームページ

☞ <http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku-sudousiryoku.html>

新大分スタンダードと道徳の授業

大分県教育委員会ホームページ

☞ <http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/2001502.html>

5. 『評価の考え方・進め方』について

Q ⑯：評価について、学習過程(プロセス)を評価し、到達度を評価するのではないという事だが、到達度の評価はいつするのか。

A ⑯：教科のねらいは到達目標ですが、道徳科のねらいは方向目標です。

道徳科の学習状況は、達成状況や実現状況、定着状況のことではありません。児童生徒が目標に向けて、どのような学習を行っているのか、その学びのプロセスが学習状況です。

道徳科の授業は、道徳性の育成を目指して行いますが、児童生徒の道徳性が育ったかどうかを評価するものではありません。道徳性は、目に見えない内面的資質であり、授業において、道徳性が育ったかどうかは、容易に判断できるものではありません。

したがって、道徳科の授業において、「道徳性を育成することに関係する」学習の姿や「道徳性につながっていく」学習の姿を継続的に把握していくのです。

参考資料：大分県道徳教育指導資料『道徳科』評価と授業構想の在り方

2～3ページ、12～13ページ参照

大分県教育委員会ホームページ

☞ <http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku-sudousiryoku.html>

Q ⑰：評価における学習状況の把握とは、総合的な学習の時間におけるポートフォリオ的なものをイメージして良いのか。

A ⑰：それだけではありません。

ワークシートや道徳ノート等の記録を蓄積したのも、評価の一つの資料として重要ですが、それ以外もあります。

①指導者のエピソードノート(仮称)

・毎時間、全ての児童生徒を、記録することは難しいかもしれません。例えば、授業後、毎時間3～5人ずつの学習状況を記録していきます。

②チームによる評価

・互見授業を行ったら、参観者に授業記録をとってもらいましょう。

③児童生徒の自己評価や相互評価

・自己評価や相互評価は、児童生徒の学習活動であり、教師の評価活動そのものではありませんが、児童生徒の学びの傾向をつかんだり、授業改善の資料として役立てたりできると思います。

参考資料：大分県道徳教育指導資料『道徳科』評価と授業構想の在り方

8～10ページ、14～15ページ参照

大分県教育委員会ホームページ

☞ <http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku-sudousiryoku.html>

6. 入門期の児童について

Q ⑱：入門期の子どもたち(1年生の1学期)は、発言できる子ばかりではないし、もちろん文章で表現が出来ない。これをどう評価するか。

A ⑱：入門期の児童に対しては、書く活動を授業に取り入れるのは困難と言えます。

入門期の児童に関わらず、学級の中には、発言に消極的であったり、自分の思いや考えを文章で表すことが苦手であったりする児童生徒がいます。例えば、次のような見取り方が考えられます。

①発言や記述ではない形で表出する児童生徒の学ぶ姿に着目

○教師や他の児童生徒の発言にうなずく姿

○自分の思いをつぶやく姿

○役割演技や動作化等の表現活動を行っている姿 等

②聞き取り

○机間指導や授業後にこっそり問いかけ、その児童生徒の感じ方や考え方をつかむ。

- ・「何か言いたいことあるのかな。」
- ・「これについて、どう思うかな。」
- ・「〇〇さんは、どちらの考え方に賛成かな。」

発言や書くことが苦手な児童生徒に対しては、このような姿を把握し、備忘録等に記録していきます。毎時間、全ての児童生徒を、記録することは難しいかもしれませんが。

例えば、授業後、毎時間3～5人ずつの学習状況を記録していくのです。

Q⑩：「自己を見つめる」ことが大切であることは分かったが、自分と置き換えて考えるには、低学年になるほど難しいのでは。

A⑩：道徳科の発問は、「自分がその立場にいたら、どうしますか。」や「自分だったら、どんな気持ちになりますか。」等と直接問わなくても、児童生徒は自分の価値観を総動員しながら、考えています。

児童生徒が自分との関わりで考えるためには、発問を考える際に次のような留意点があります。

教材の文章や言葉が答えになるような発問では、児童生徒は自分との関わりで考えない。
教材に書かれていないからこそ、自分自身の経験や価値観を総動員して考えるようになる。

7. 教育委員会の取組について

Q⑫：授業をし、評価をする教師の力量をあげていくために、委員会としてどう取り組んでいこうかと考えているか。

A⑫：大分県教育委員会では、研修会、説明会、指導資料の作成、ホームページによる情報提供等、様々な取組を行っています。

(1)研修会

①道徳教育実践力向上研修(平成30年度は、6月5日と11月の2回実施)

- ・道徳科の評価を中心とした内容
- ・希望する者は、参加可

②道徳教育推進教師協議会(平成30年度は、平成31年2月1日実施)

- ・京都市の教諭 村田寿美子氏(中学校道徳解説書執筆者)の模擬授業を通じた講演
- ・講演 京都産業大学 教授 柴原弘志氏(元文科省調査官)

※①も②も参加を希望する教諭等は、誰でも参加可能です。

(2)説明会

- 各教育事務所管内には、小中学校の道徳科の説明者がいます。県内の全ての教諭等が学習指導要領の趣旨及び道徳科の授業の特質について、説明を聞くことになっています。

(3)指導資料の作成

○大分県道徳教育指導資料『道徳科』評価と授業構想の在り方』(H30.3月)

- 第1章 道徳科の評価の進め方
- 第2章 道徳科の評価の考え方
- 第3章 道徳科の授業とは
- 第4章 道徳科の授業構想
- 第5章 道徳科の指導法の工夫
- 第6章 道徳科の学習指導案

参考資料：大分県道徳教育指導資料『道徳科』評価と授業構想の在り方』

大分県教育委員会ホームページ

☞ <http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku-sudousiryou.html>

(4)ホームページ

○大分県教育委員会 ☞ 学校教育 ☞ 道徳教育

☞ <http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/list21479-25075.html>

☞ 公開している内容

- ・大分県道徳教育指導資料 「道徳科」 評価と授業構想のあり方 (H30.3月)
- ・平成29年度 道徳教育推進教師協議会
- ・道徳科の指導と評価(第2回道徳教育実践力向上研修)
- ・道徳教育の全体計画及び別業、道徳科の年間指導計画の作成について
- ・「特別の教科 道徳」の学習指導要領解説(H29.6)
- ・「特別の教科 道徳」のポイント及び変更点
- ・「特別の教科 道徳」における教育課程の編成と評価について
- ・文部科学省【道徳教育アーカイブ】公開のお知らせ ～教科化の全面実施に向けて～
- ・特別の教科 道徳の全面実施に向けて
- ・新大分スタンダードと道徳の授業 ～道徳の授業改善に向けて～
- ・「特別の教科 道徳」について ～「道徳の時間」から「道徳科」への変更点～
- ・『先人の生き方から学ぶ道徳の授業展開 PartⅠ,PartⅡ』 等

【特別活動 編（回答）】

1. 特別活動の時数について

Q①：特別活動の各活動・学校行事における時数はどうなったのか。

A①：特別活動の時数は以下の通りです。

- 1 学級活動の標準授業時数は、年間35単位時間である。
- 2 児童会活動、クラブ活動（中学校は生徒会活動）及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごと等に適切な授業時数を充てる。

Q②：クラブ活動（小学校のみ）、児童会（生徒会）活動、学校行事の授業時数はどうするのか。

A②：新学習指導要領「総則編」において記述があるように、学校や地域の実情等を考慮しつつ、児童生徒の興味・関心を踏まえて計画し実施できるよう、学校において適切な授業時数を定める必要があります。クラブ活動を全く行わないということではできません。

特別活動うち、児童会（生徒会）活動、クラブ活動及び学校行事の授業時数については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てることとされています。これは、活動の性質上、学校ごとの特色ある実施が望まれるものであり、その授業時数を全国一律に標準として定めることが必ずしも適切でないと考えられるからです。

また、児童会（生徒会）活動、クラブ活動及び学校行事については、学校教育法施行規則で年間授業時数が定められていないことから、1単位時間は45分（50分）とする規定は適用されませんが、これらについても、各学校において、指導内容や児童生徒の発達段階、さらには児童生徒の学習負担などに配慮して適切な時間を定めることが大切です。

Q③：学校行事を精選せよということか。

A③：新学習指導要領「特別活動編」に、「児童（生徒）や学校、地域の実態に応じて2に示す行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。」と示されており、学校においてはそのことに留意して授業時数を定めることが大切です。

Q④：学級活動において10分～15分程度の短い時間を活用することはどうなのか。

A④：学習指導要領解説「総則編」において説明しているとおり、道徳科や特別活動（学級活動）の授業を毎日10～15分程度の短い時間を活用して行うことは通常考えられません。特別活動の学級活動においては（1）（2）（3）ともに、問題の発見・確認→解決方法の話合い→解決方法の決定→決めたことの実践→振り返り→次の課題解決へという学習過程が例示されていることからそれが理解できると思います。

2. キャリア教育の位置付けについて

Q⑤：小学校の学級活動に新たに「一人一人のキャリア形成と自己実現」が設けられた意義は何か。

A⑤：特別活動の学級活動（3）「一人一人のキャリア形成と自己実現」の内容は、個々の児童生徒の将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主體的な意思決定に基づく実践にまでつなげることをねらいとしています。これは現行学習指導要領の中の（2）にも「希望や目標をもって生きる態度の育成」等に含まれており、新たに入ったということではなく、今回の改訂で、特別活動がキャリア教育の要になったことから、キャリア教育の視点から小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理されたということです。

Q⑥：キャリア教育の要としての特別活動を、具体的にどのように進めていけばよいか。

A⑥：まず、教育課程の中のキャリア教育の全体計画を見直すことが求められます。学校教育活動全体で行うキャリア教育の要として、特別活動の時間が明確に位置付けられているか確認してみてください。

キャリア教育における特別活動の要としての役割は、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲へとつなげたり、将来の生き方を考えたりしていくことです。その際には、児童生徒が見通しを立てたり、振り返ったりするためのいわゆるポートフォリオ的な教材を活動することとされています。

Q⑦：「キャリア形成」と「キャリア教育」の違いは何か。

A⑦：「キャリア形成」とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけや、その連なりや積み重ねを意味します。（新学習指導要領特別活動編）

「キャリア教育」とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育のことです。（中央教育審議会答申）

上記から、特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じてキャリア形成を図りながら、学校教育全体をとおして基盤となる「基礎的・汎用的能力」を育てていくその総体がキャリア教育と言えます。

Q⑧：児童生徒が自ら記録と蓄積を行うポートフォリオ的な教材を活用した活動を行う意義は何か。

A⑧：学校の教育活動全体で行うキャリア教育の要としての特別活動の意義が明確になります。また、各教科における学習や特別活動において学んだこと、体験したことを振り返り、気付きや考えを蓄積し、学級活動でまとめる活動を行うことにより、目標をもって生活ができるようになったり、学ぶ意義や意欲が高まったりするなどの各教科等の学びと特別活動における学びが往還できます。

さらに、ポートフォリオ的な教材等を活用して、小・中・高等学校の各段階における学習や生活を振り返って蓄積していくことにより、発達の段階に応じた系統的なキャリア教育を充実させることができます。

このポートフォリオ的な教材は、児童生徒にとっては、自己理解を深め、教師にとっては児童生徒理解を深めるものになりますので、子どもたちが入学してから現在に至るまでどのように成長したのかを把握し、多面的・多角的に自分のよさなどを理解することも可能になります。

Q⑨：ポートフォリオ的な教材が示されるスケジュールはどうなっているか。

A⑨：文部科学省において一定の地域の小・中・高等学校を指定し、モデル事業が展開されます。中央教育審議会答申でのいわゆる「キャリアパスポート（仮称）」に関するモデル事業であり、今年度末には中間的に、来年度末にはその状況の全体が報告される予定です。

3. 他教科との関連について

Q⑩：特別活動と各教科の関連はどうなっているか。

A⑩：特別活動は、実践的な活動として、様々な集団活動において、自己や集団の生活上の課題の解決に取り組むものです。そのため、各教科等の学習で獲得した資質・能力などが、集団活動の場で総合的に生かされ、発揮されなければなりません。

逆に、各教科等で育成された資質・能力などは、特別活動において、実生活上の課題解決に活用されることによって、思考力・判断力・表現力等が鍛えられますし、知識や技能については実感を伴って体得したり、各教科等を学ぶ意義についても、その理解が深まったりします。つまり互いに支え合い、高め合う関係にあると言えます。

Q⑪：特別活動と道德教育及び道德科との関連はどうなっているか。

A⑪：特別活動における学級や学校生活における集団活動や体験的な活動は、日常生活における道德的な実践の指導を行う重要な機会と場であり、道德教育において特別活動が果たす役割は大きいと言えます。また、特別活動の目標には、「集団活動に自主的、実践的に取り組み」「互いのよさや可能性を発揮」「集団や自己の生活上の課題を解決」など、道德教育でもねらいとする内容が含まれています。さらに、目指す資質・能力にも「多様な他者との協働」「人間関係」「自己の生き方」「自己実現」など、道德教育がねらいとする内容と共通している面が多く含まれていると言えます。

同様に、特別活動は、道德科の授業で学んだ道德的価値の理解及びそれに基づいた自己の生き方についての考えを、学級や学校生活の向上とよりよい人間関係を築こうとする実践的な活動や、キャリア形成と自己実現に向けた活動の中で実際に言動に表すとともに、集団との一員としてのよりよい生き方についての考えを深めたり、身に付けたりする場や機会であるとも言えます。

どちらも学級の中での話し合いを行うことが重要な学習の過程となっていますが、目指すところは本質的な違いがあることを理解しておく必要があります。例えば「よりよい人間関係」について、学級活動において話し合う場合には、学級における人間関係に係る現実の問題をどのように解決するかを話し合い、集団として取り組むべき解決策を合意形成したり、自分が行うことを意思決定したりすることが目的となります。他方、道德科において「よりよい人間関係」について話し合うということは、なぜ仲良くすることが大切なのか、仲良くすることが大事だと分かっているけどできないのはなぜなのか、といったことを問いながら道德的価値の理解や自分自身の生き方に付いての考えを深めることが目的です。

特別活動は道德的な実践そのものを行うこと、道德科は道德的な実践を行うために必要な道德性を養うことを目的としていることを確認する必要があります。

Q⑫：特別活動と総合的な学習の時間との関連はどうなっているか。

A⑫：どちらも、各教科等で身に付けた資質・能力を総合的に活用しながら、児童生徒が自ら現実の課題の解決に取り組むことを基本原理としている点に共通性があります。両者の目標を比較すると、特別活動は「実践」に、総合的な学習の時間は「探究」に本質があると言えます。特別活動における「実践」は、話し合って決めたことを「実践」したり、学んだことを学校や家庭等の日常生活で現実の問題の解決に生かしたりします。一方で総合的な学習の時間における「探究」は、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みのことです。

また特別活動における「解決」とは、実生活における現実の問題そのものを改善することです。総合的な学習の時間における「解決」は、一つの疑問が解決されることにより、さらに新たな問いが生まれ、物事の本質に向けて問い続けていくものです。その学習の過程においては重なる部分もありますが、目指しているものが本質的に異なっていることを踏まえる必要があります。

とりわけ特別活動における学校行事については、その趣旨と総合的な学習の時間の趣旨を相互に生かし、両者の活動を関連させることにより、結果として活動の成果が大きくなるようにすること大切です。

さらに新学習指導要領第1章総則第2の3（2）エにおいて、「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる」という規定を設けています。この規定を適用する際には、

- 学校行事は目標と五つの種類の学校行事を教育課程の規準として示している集団活動であること、
- 学年や学校を単位とする、学校生活に秩序と変化を与えることを目指す教育活動であること、
- 学校集団や学校生活への所属感を深め、よりよい人間関係の形成や公共の精神などを養う教育活動であること

を正しく理解しておく必要があります。

4. 全体計画・年間指導計画のカリキュラム・マネジメントについて

Q ⑬：特別活動で育成を目指す資質・能力を教育課程の全体計画の中に、3つの観点を文章表現として入れなければならないのか。

A ⑬：特別活動の目標は、特別活動の各活動・学校行事の実践的な活動を通して達成されるものであり、その指導計画は、学校の教育目標を達成する上でも重要な役割を果たしています。したがって、調和のとれた特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教職員の協力の下で作成することが必要です。

ここで示す「特別活動の全体計画」とは、特別活動の目標を調和的かつ効果的に達成するために各学校が作成する、特別活動の全体の指導計画のことです。この全体計画に基づいて、学校や学年又は学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当、評価などを示したより具体的な指導計画が、「各活動・学校行事の年間指導計画」です。

○ 特別活動の全体計画に示す内容には、例えば次のようなものが考えられます。

- ①学校教育目標
- ②特別活動の重点目標
- ③各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などとの関連
- ④学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事の目標と指導の方針
- ⑤特別活動に充てる授業時数等
- ⑥特別活動を推進する校内組織
- ⑦評価 など

Q ⑭：特別活動の全体計画及び各活動の年間指導計画を作成する上での留意点は何か。

A ⑭：以下の内容を参考にしてください。

- 学校の創意工夫を生かすこと
- 学級や学校の実態や児童の発達の段階などを考慮すること
- 各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などとの指導との関連を図る
- 児童による自主的・実践的な活動が助長されるようにする
- 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等との活用などを工夫する

Q ⑮：学級活動では、各学年（1）（2）（3）の3観点から作成したほうがよいのか。

A ⑮：学級活動を行っていく際に、各学年の発達の段階や道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図ることが大切です。

まず児童及び学級の実態を踏まえることが重要になります。学級の児童生徒の生活の問題、学校としての生徒指導上の課題なども考慮しながら、各学年段階において取り上げる指導内容を重点化することが大切です。ただし、話合いの経験が少なければ、年度当初に教師が中心となって進めるなどの児童生徒の実態に応じた柔軟な対応も必要です。

さらに学級活動の活動内容は（1）（2）（3）合わせ10項目の内容が示されていますが、特に学級活動（2）や（3）については、各学年で取り上げる指導内容の重点化を図り、前の学年で取り扱った内容と同じようなことを指導することがないよう、系統性を踏まえ、年間指導計画を適切に設定する必要があります。ただし、重点化とは内容の軽重を付けるという意味であり、その年度に全く授業を行わない項目がないようにしなければいけません。

5. 学習評価について

Q ⑯：特別活動の評価についてはどうするのか。

A ⑯：平成29年7月7日付文部科学事務次官通知「小学校及び中学校の学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」で示されたように、移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこととする、とあります。したがって、平成30年度からの移行期間中における特別活動の評価は、現行学習指導要領の下の評価規準に基づき行うこととなります。新学習指導要領における評価規準は、現在検討中です。

○ 具体的な評価規準の設定等については、平成23年11月に国立教育政策研究所から示されている「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（小学校 特別活動）」を参考にしてください。

第2編 評価規準に盛り込むべき事項等

第1 目標、評価の観点及びその趣旨等

1 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

2 評価の観点及びその趣旨

学習指導要領を踏まえ、特別活動の特性に応じた評価の観点及びその趣旨は以下のとおりである。

集団活動や生活への 関心・意欲・態度	集団の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活についての 知識・理解
学級や学校の集団や自己の生活に関心を持ち、望ましい人間関係を築きながら、積極的に集団活動や自己の生活の充実と向上に取り組もうとする。	集団の一員としての役割を自覚し、望ましい人間関係を築きながら、集団活動や自己の生活の充実と向上について考え、判断し、自己を生かして実践している。	集団活動の意義、よりよい生活を築くために集団として意見をまとめる話合い活動の仕方、自己の健全な生活の在り方などについて理解している。

6. 見方・考え方について

Q ⑩：特別活動における「見方・考え方」とは何か。

A ⑩：特別活動とは、様々な構成の集団から学校生活を捉え、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体です。その活動の範囲は学年・学校段階が上がるにつれて広がりを持っていき、社会に出た後の様々な集団や人間関係の中でその資質・能力は生かされていくこととなります。また、実生活の課題を解決するために、互いのよさや可能性を発揮できるような様々な集団活動を通して、各教科等における学びを実際の場面で総合的に活用して実践する時間であるとともに、特別活動の学びが各教科等の学習を行う上での土台となるといった各教科等と往還的な関係にあるとすることができます。

このような特別活動の特質を踏まえつつ、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点を手掛かりとして、特別活動の「見方・考え方」は、「各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に関連付けること」とされています。